

第1号様式（第3条関係）

エリアマネジメント活動計画事前協議申出書

年 月 日

大阪市長 様

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名  
(事務所の所在地 )

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第3条第1項の規定に基づき、  
エリアマネジメント活動計画の認定に係る事前協議を申し出ます。

- 1 エリアマネジメント活動計画（案）
- 2 地域団体との協議状況等を示す書面
- 3 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

エリアマネジメント活動計画認定申請書

年 月 日

大阪市長 様

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名  
(事務所の所在地 )

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、  
エリアマネジメント活動計画の認定について、下記のとおり申請します。

- 1 エリアマネジメント活動計画書
- 2 大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第4条第3項各号に定める書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第4条関係）

誓約書

年 月 日

大阪市長 様

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名  
(事務所の所在地 )

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第4条第3項第10号の規定に基づき、エリアマネジメント活動計画の認定申請を行うに当たり、以下の内容を遵守することを誓います。

- 1 要綱第4条第1項の規定により認定された内容に基づいて適切に（公開空地等を活用・エリアマネジメント広告物等を設置）します。
- 2 要綱第4条第1項の規定により認定された内容に変更があったときは、要綱第5条第1項の規定により直ちにその旨及びその内容を市長に届け出ます。
- 3 団体が解散した場合又は認定されたエリアマネジメント活動を行わなくなった場合には、要綱第6条第1項の規定により、直ちにその旨及びその内容を市長に届け出ます。
- 4 エリアマネジメント活動を行う各年度の4月に、要綱第7条の規定により当該活動の年間計画を市長に報告します。
- 5 要綱第8条第1項の規定により毎年度の活動実績を記載した書類を年度の末日から30日を経過する日までの間に市長に提出します。

- 6 市長から要綱第8条第2項の規定による報告を求められた際には遅滞なく報告します。
- 7 (公開空地等の活用・エリアマネジメント広告物等の設置)が、恒久的に認められたものではないことを理解しています。市長から要綱第9条の規定によるエリアマネジメント活動計画の認定取消となった場合は、直ちに(公開空地等の活用・エリアマネジメント広告物等の設置)を取りやめます。
- 8 周辺への影響に十分配慮するとともに、地域団体及び周辺住民等から活動に対する意見を頂いた場合には団体の責任において真摯に対応いたします。
- 9 公開空地等を活用する場合は、日常自由に通行できる通路幅を確保し、歩行者等の自由な通行や利用を阻害しません。朝夕の通勤時間帯など通行する歩行者が多い時間帯については、ファニーチャーを撤去するなど、特に配慮いたします。
- 10 法令により禁止されている活動及び公序良俗に反する活動は行いません。
- 11 政治活動及び宗教活動に関する催事や広告の掲出は行いません。
- 12 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないこと並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者と共にエリアマネジメント活動を実施する等の関わりを持ちません。
- 13 安全面に十分配慮して(公開空地等の活用・エリアマネジメント広告物等の設置)を行います。(公開空地等の活用・エリアマネジメント広告物等の設置)による事故が起こった場合でも、要綱の運用に関することについて市が一切の責任を負わないことを理解しており、団体の責任において対処いたします。
- 14 エリアマネジメント活動計画認定申請に際しては、地域団体と良好な関係を築くことに努めます。

第4号様式（第4条関係）

エリアマネジメント活動計画認定書

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第4条第5項の規定に基づき、  
年 月 日付けで申請のあったエリアマネジメント活動計画を、下記の条件のもと、認定します。

1 名称

2 認定の条件

- (1) 認定年度を除く各年度の4月に、エリアマネジメント活動年間計画書（第9号様式）を市長に提出すること及びエリアマネジメント活動実績報告書（第10号様式）により活動実績を市長に報告すること。
- (2) 認定を受けたエリアマネジメント活動計画を変更しようとするときは、市長の認定を受けること。ただし、軽微な変更については、エリアマネジメント活動計画に関する軽微変更届（第6号様式）を市長に届け出ること。
- (3) 活動を廃止しようとするときは、エリアマネジメント活動計画認定廃止申請書（第7号様式）により市長に申請すること。
- (4) 大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱にのっとり、円滑な活動の実施に努めること。

第5号様式（第4条関係）

エリアマネジメント活動計画不認定結果通知書

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第4条第8項の規定に基づき、  
年 月 日付けで申請のあったエリアマネジメント活動計画について、認定  
しないことを決定しましたので、通知します。

（特記事項）

第6号様式（第5条関係）

エリアマネジメント活動計画に関する軽微変更届  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 大阪市長 様   <div style="text-align: center; margin-left: 200px;">                     法人の住所                      法人の名称                      代表者氏名                      （事務所の所在地）                 </div> <p style="margin-top: 20px;">大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第5条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり軽微な変更を行うため届け出ます。</p>		
認定年月日・番号	年 月 日 第 号	
変更年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

（添付書類）

- 1 変更後のエリアマネジメント活動計画書
- 2 その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第6条関係）

エリアマネジメント活動計画認定廃止申請書

年 月 日

大阪市長 様

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（事務所の所在地）

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき、  
年 月 日付けで大阪市長の認定を受けたエリアマネジメント活動計画を廃止したため、次のとおり認定の取消しを申請します。

（廃止理由）

第8号様式（第6条関係）

エリアマネジメント活動計画認定廃止結果通知書

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第6条第3項の規定に基づき、  
年 月 日付けで取消申請のあったエリアマネジメント活動計画について、  
認定を廃止することを決定しましたので通知します。

（廃止理由）

第9号様式（第7条関係）

エリアマネジメント活動年間計画書

年 月 日

大阪市長 様

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名  
(事務所の所在地 )

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり、エリアマネジメント活動年間計画を提出します。

- 1 エリアマネジメント活動に係る当該年度の年間計画
- 2 エリアマネジメント団体に係る当該年度の収支計画
- 3 その他市長が必要と認める書類

第10号様式（第8条関係）

エリアマネジメント活動実績報告書

年 月 日

大阪市長 様

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名  
(事務所の所在地 )

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第8条第1項の規定に基づき、  
年 月 日付けで大阪市長の認定を受けたエリアマネジメント活動実績について、以下のとおり報告します。

- 1 当該エリアマネジメントの取組に係る実施状況を記した書類
- 2 当該エリアマネジメント団体に係る収支状況を記した書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

第11号様式（第9条関係）

エリアマネジメント活動計画認定取消結果通知書

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱第9条第2項の規定に基づき、  
年 月 日付けで認定したエリアマネジメント活動計画について、認定を取  
消することを決定しましたので通知します。

（取消理由）